

広島市水道料金等徴収業務に係る公募型プロポーザル応募要項

1 プロポーザルの目的

広島市水道料金等徴収業務の履行に当たっては、お客さまサービスの水準維持はもとより、今後ますます高度化・複雑化していくお客さまや社会のニーズへの対応力が求められることから、これらの履行能力を有する者を受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

広島市水道料金等徴収業務

(2) 業務の内容

別紙「広島市水道料金等徴収業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

3 概算事業費

本業務は、3,258,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）程度を想定している。
（年度別内訳）

令和4年度：0円

令和5年度：813,650,000円

令和6年度：814,320,000円

令和7年度：814,980,000円

令和8年度：815,650,000円

4 事業担当課

広島市水道局営業部営業課（業務管理係）（広島市水道局基町庁舎7階）

〒730-0011 広島市中区基町9番32号

電話 082-511-6955（直通）

FAX 082-221-3110

電子メール eigyo@city.hiroshima.lg.jp

5 全体スケジュール

- ・公示日 令和4年6月20日（月）
- ・応募資格確認申請書提出期限 令和4年7月15日（金）
- ・質問受付期限 令和4年8月3日（水）
- ・提案書提出期限 令和4年8月25日（木）
- ・審査委員会（ヒアリング） 令和4年9月7日（水）
- ・審査結果通知 令和4年9月上旬から中旬
- ・契約締結の日 令和4年9月下旬から10月上旬

6 応募資格

この手続きに応募できる者は単独の法人とし、次に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 平成24年4月1日以降に、東京都又は政令指定都市が発注した1契約において2年以上継続して履行した次の業務（現在履行中の業務を含む。）の実績を有する者であること。
- ・ 給水人口20万人以上の受託区域における水道料金徴収業務（仕様書に規定する調定及び滞納整理に類似する事務を含む業務をいう。）
なお、共同企業体による実績は認めない。
- (4) 予定する現場責任者及び副現場責任者の選任・配置に関し、次のいずれにも該当していること。
- ア 常時雇用関係にある従業員を仕様書に規定する現場責任者及び副現場責任者に選任できる者であること。
 - イ 現場責任者を仕様書に示す5か所の営業所に1名ずつ常駐させることができる者であること。
 - ウ 副現場責任者を仕様書に示す5か所の営業所に配置（営業所の兼任を認める。）できる者であること。
- (5) 次に掲げる広島市水道局指定給水装置工事事業者に係る指定基準のいずれにも適合し、メーター撤去による給水停止、解除その他の技能を有する者であること。
- ア 水道法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者を本業務の従事者から1名以上選任できる者であること。
 - イ 水道法施行規則第20条に規定する4つの種別の機械器具について、種別ごとに1個以上を有することができる者であること。
 - ウ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から、契約締結の日までに2年を経過しない者
 - (エ) 指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取消しの日から、契約締結の日までに2年を経過しない者
 - (オ) 給水装置工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (カ) 役員のうち前記(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものがある者
- (6) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件プロポーザルに係る業務内容を含む処分に限る。）又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (7) 次のいずれにも該当していないこと。
- ア 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更正手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
 - イ 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
- (8) このプロポーザルに応募しようとする他有資格業者のうちに、次に掲げる資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者がいないこと。
- ア 親会社等と子会社等

- イ 親会社等が同一である子会社等
 - ウ 代表権を有する者が同一である会社等
 - エ 役員等に兼任がある会社等（一方の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
 - オ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
 - カ 上記アからオまでが複合した関係にある会社等
 - キ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
 - ク 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
 - ケ 組合とその構成員
 - コ 共同企業体とその構成員
 - サ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
- (9) 本業務のプロポーザル審査委員会の委員又は当該審査委員会によって選任された学識経験者が、自ら主宰し、又は役員、顧問、被用者その他の密接な関係にあり、プロポーザルの適正さが阻害されると認められる者でないこと。
- (10) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（応募資格確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。）
- (11) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。
- (12) 業務を受注したときは、業務を履行するために必要な物品等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

7 応募資格確認申請書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により、持参又は郵送して提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 応募資格確認申請書（様式1-1）1部

イ 履行実績調書（様式1-2）及び当該契約書（写し）各1部

確認資料として、契約書（写し。契約履行実績の確認に関係しない部分は省略可能。）を添付すること。

なお、本局が確認資料の追加提出を求めた場合は、これに応じること。

ウ 配置予定現場責任者等調書その1、その2（様式1-3）及び健康保険被保険者証（写し）各1部

本調書を提出後、配置予定現場責任者等（副現場責任者を含む。以下この項において同じ。）の変更は原則として認めないので注意すること。また、確認資料として配置予定現場責任者等の健康保険被保険者証の写しを添付すること。

なお、提出時に当該予定者が特定できない場合には、配置予定現場責任者等を追加して記載し、契約後、記載した者の中から配置すること。

※ 現場責任者等については、実務経験年数の条件を設定していない。令和5年4月1日時点における実務経験年数が3年に満たない者を現場責任者等に選任することを理由として、不利益な取り扱いをしないので誤認しないこと。

エ 選任予定給水装置工事主任技術者調書（様式1-4）及び給水装置工事主任技術者免状（写し）各1部

本調書を提出後、選任予定給水装置工事主任技術者の変更は原則として認めないので注意すること。また、確認資料として当該免状の写しを添付すること。

なお、提出時に当該予定者が特定できない場合には、選任予定給水装置工事主任技術者を追加して記載し、契約後、記載した者の中から選任すること。

オ 資本的関係・人的関係調書（様式1-5）1部

(ア) 資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する他の者（前記6(7)のアからサまでのいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）を漏れなく記載して提出すること。

(イ) 提出されたこの調書によって、資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する他の者が本件プロポーザルに応募したことが判明した場合は、当該関係を有する全ての者の応募を無効とする。

なお、虚偽の申告を行なった者に対しては指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

カ 前記6(10)及び(11)が確認できる書類

(ア) 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇年〇月〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）。ただし、広島市に納税義務のない場合、別紙「申立書」（様式1-6）を提出すること。

※ 納税証明書の請求方法の確認、請求書（様式）のダウンロードは、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から、「暮らし・手続き」→「税金」→「市税の証明」で可能。

※ 納税証明書の有効期限については、次の例を参照のこと。

応募資格確認申請書提出日が令和4年7月1日の場合 ⇒ 令和4年4月1日以降の証明年月日のもの

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し。〔PDF形式による電子納税証明書を印刷した書面も可〕（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については、上記の(ア)の例を参照のこと。

(ウ) プライバシーマーク登録書その他の情報セキュリティ関連認定が確認できる書類（写し）

応募資格確認申請書提出日において有効期間内であること。

(2) 提出期間

公示日から令和4年7月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

(3) 提出場所

前記4の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

なお、応募資格を有する者には、参考資料を添付して通知するので、確認した上でプロポーザルに参加すること。

8 質問の受付及び回答

この応募要項及び基本仕様書に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問の受付

ア 受付期間 公示日から令和4年8月3日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(広島市の休日を除く。)

イ 受付場所 前記4の事業担当課

ウ 受付方法 質問書(様式2)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受けた日から、5日以内(広島市の休日は含まない。)に質問者に直接回答するとともに、広島市水道局のホームページに掲載する。

なお、誰もが一般的に知り得る事実の確認や、事務手続に関する確認のための質問については、事業担当課の判断により質問者に個別に回答する。

9 提案書の提出

2種類の提案書を次のとおり作成して1組みとし、提出すること。

(1) 全体版(任意様式)

全体版については、ヒアリング(提案内容の説明)では時間に制約があるため基本的に使用しないが、契約書の一部として取り扱う。

なお、ヒアリング(提案内容の説明)において、補足的に全体版を使用し説明することは妨げない。

ア 規格、体裁等

(ア) 日本産業規格A4縦置き、横書き、両面印刷、左綴りとし、資料等のためA3版を使用する場合は、折綴りとする。

(イ) 提案内容の最初のページには目次を付け、各ページに番号を付すこと。

なお、ページ数は制限しない。

(ウ) 正本の表紙に後記(3)イの様式4を使用し、袋綴りとする。

(エ) 副本は、A4縦2穴のファイル綴りとし、最初の1枚目に後記(3)イの様式5(表紙)を綴ること。ファイルは任意とするが、提案者を特定又は類推できる記載のないものであること。

イ 記載項目

様式3に記載する項目は、必須として記載すること。

(2) 概要版(様式3)

概要版については、ヒアリング(提案内容の説明)に使用することから、全体版を要約・抜粋して記載するとともに、図表を使用し、また、アピールポイントを明記するなど、時間に制約がある中で提案者の特徴を認識しやすいように作成すること。

なお、概要版についても全体版と同様に、契約書の一部として取り扱う。

ア 規格、体裁等

様式3の注意事項によること。

イ 記載項目

様式3の記載項目は、後記10(5)の受託候補者特定基準に記載する「評価の観点」に対応させて設定しているので、漏れなく記述すること。

(3) 前記(1)及び(2)の提案書の提出部数等

ア 正本各1部、副本各16部を提出すること。

イ 提案書の表紙(様式4)には、提案者名(商号・名称、代表者名)等を記載すること。(ただし、提案者名等の記載は正本のみとし、副本の表紙(様式5)には提案者を特定又は類推できる記載はしないこと。)

- ウ 提案書の主文には、提案者を特定又は類推できる表現を用いないこと。
- エ 提案数は1者1提案とし、2組み以上の提案書が提出された場合は、失格とする。
- オ 提案書提出後の訂正及び差替え並びに追加（説明用資料を含む。）を認めない。
- カ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(4) 提出期限及び提出場所等

- ア 提出期限 令和4年8月25日（木）までの午前8時30分から午後5時まで
- イ 提出場所 前記4の事業担当課
- ウ 提出方法 持参又は宅配便（提出期限までに必着のこと。）
宅配便による場合は、送り状の写しを電子メール又はFAXによって提出場所へ送り、送り状の写しが到達していることを電話により速やかに確認すること。提出場所において宅配便を受領した時には電話により提案者に報告する。

10 審査

(1) 審査方法

提案内容のヒアリング（非公開）を実施し、広島市水道料金等徴収業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、後記(5)の受託候補者特定基準に基づき、公平、公正及び客観的に審査・評価を行う。

(2) ヒアリングの実施

- ア 日時
令和4年9月7日（水）
実施時刻は、別途通知する。
- イ 場所
広島市水道局基町庁舎内（広島市中区基町9番32号）
新型コロナウイルスの感染状況によっては、Z o o mミーティングを利用したW e b会議に変更する可能性がある。変更する場合は、別途通知する。
- ウ 所要時間
1者あたり50分（説明30分、質疑応答20分）程度とする。
- エ その他
 - (ア) ヒアリングの参加人数は、1者あたり2名までとする。
 - (イ) 提案者名及び提案者が特定できる行為（発言、社員章の着用など）を行わないこと。
 - (ウ) 提出された提案書により実施し、備品等（例 パソコン、プロジェクター）の持込みは認めない。

(3) 審査委員会の構成

審査委員会は、広島市水道局の職員5名以上をもって構成する。

(4) 学識経験者の選任

委員とは別に学識経験者を2名選任し、意見を聴取して審査の参考とする。
なお、学識経験者は、審査委員会の意思決定に関与しない。

(5) 受託候補者特定基準

【別紙】「受託候補者特定基準」のとおり。

なお、現場責任者等については、実務経験年数の条件を設定していない。令和5年4月1日時点における実務経験年数が3年に満たない者を現場責任者等に選任することを理由として、不利益な取り扱いをしないので誤認しないこと。

(6) 受託候補者の選定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点者（提案者の中で評価点の合計が最も高い提案書を提出し

た者をいう。以下同じ。)を受託候補者とする。ただし、本業務を実施する目的及び内容を考慮し、最高得点者の提案内容が本局の求める最低限の水準(評価点の合計が満点の6割)に達していないと審査委員会において判断された場合は、この限りでない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(7) 審査結果等の通知及び公表

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知するとともに、提案者全員の商号・名称及び各提案者の審査結果(順位、点数を含む。)、並びに審査委員会の委員及び学識経験者の氏名及び職名(職業)を広島市水道局のホームページにおいて公表する。(令和4年9月下旬から中旬を予定)

(8) 審査結果に関する質問等

前記(7)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日以内(広島市の休日は含まない。)に、書面により、説明を求めることができる。

事業担当課は、質問等を受け付けた場合は、速やかに書面により回答する。

11 契約

(1) 随意契約の締結

ア 受託候補者として特定された者に見積書(参考資料として見積内訳書(任意様式)を含む。)の提出を求め、これに基づいて契約の相手方として決定する。

イ 契約の相手方を決定した日から5日以内の日(最終日が、広島市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで)に随意契約を締結する。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定する。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び契約の相手方となった者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て、契約の相手方となった者の負担とする。ただし、契約書用紙は、本局が交付する。

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに最高支払予定額(各年度の支払予定額のうち最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市水道局を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記4に提出したとき。

この場合において、履行保証保険が当初2か年度の履行期間(契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む。)までをその保険期間とするものであるときは、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日(当日が休日の場合は、休日でない前日)までに、残余の履行期間までを保険期間とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに最高支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付することについて、誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、見積書提出後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書(広島市水道局のホームページからダウンロードできる。)を、前記4に

提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

- (ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- (イ) 広島市税について滞納がないこと。
- (ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」(広島市水道局のホームページからダウンロードできる。)を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本局による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本局において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず見積書提出後のできるだけ早い時期に、前記4の事業担当課に申請すること。

12 本件業務の履行に当たって

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市水道局契約規程等の諸規程及び広島市水道料金等徴収業務委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - ア 本局発注契約に係る下請契約等(広島市水道局競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。)の当事者
 - イ 本局発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約(下請契約等を除く。)の当事者又は代理若しくは媒介をする者なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本局に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

13 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 応募資格確認申請書、添付書類及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募資格確認申請書、添付書類及び提案書等に虚偽の記載をした場合又はその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 応募資格を有することを通知された後、本プロポーザルの参加を辞退する者は、提案書受付期間内に辞退届(様式6)を前記4の事業担当課に提出すること。参加を辞退したことで不利益な取扱いは一切しない。
- (6) 提案書の内容については、契約書の一部とするとともに、履行検査に当たっては、別紙「仕様書」に示す本業務の最低要求水準及び提案書の内容を満たしていることを確認する。
- (7) 提案書に記載した配置予定の現場責任者及び副現場責任者並びに給水装置工事主任技術者を変更して契約を締結することはできない。ただし、当該予定者の病休、死亡、退職その他のやむを得ない

理由がある場合は、この限りでない。

- (8) 提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に使用しない。ただし、提案者の了解を得たときは、この限りではない。また、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

なお、提出された提案書等の返却には、応じない。

- (9) 本プロポーザルの参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、広島市水道局契約規程その他関係法令及び本局の要綱、要領等（以下のプロポーザル関係資料等を含む。）を承知の上で参加すること。プロポーザル関係資料等は、次のとおりである。

| プロポーザル関係資料等 | 掲載場所 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル手続開始の公示（写し） ・公募型プロポーザル応募要項 ・受託候補者特定基準（別紙） ・基本仕様書 ・契約書（案）及び契約約款 ・応募資格確認申請書（様式1-1） ・履行実績調書（様式1-2） ・配置予定現場責任者等調書その1、その2（様式1-3） ・選任予定給水装置工事主任技術者調書（様式1-4） ・資金的関係・人的関係調書（様式1-5） ・申立書（様式1-6） ・質問書（様式2） ・質問に対する回答 ・各提案書（様式3） ・提案書の表紙（様式4） ・副本の表紙（様式5） ・辞退届（様式6） | <p>広島市水道局のホームページ (https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/)のトップページ下方(ご利用ナビ)の「入札・契約情報」→「入札・発注情報」の「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」を展開し、「令和4年度案件」のリンク先からダウンロードすること。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金の納付等について（長期継続契約用） ※「長期継続契約」を「債務負担行為に係る契約」に読み替えること。 ・契約履行実績による契約保証金の納付の免除について ・契約保証金免除申請書 | <p>広島市水道局のホームページ (https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/)のトップページ下方(ご利用ナビ)の「入札・契約情報」→「各種様式」の「物品購入等・業務委託の入札に係る様式等」を展開し、「(物品・委託・施設・リース) 契約保証金の納付等について」のリンク先からダウンロードすること。</p> |